

## 金沢大学(宝町)総合研究棟改修施設整備等事業 第2回入札説明書等に関する質問回答書

## 〔入札説明書〕

N o	文書	ページ	項	番号 ( )	番号 ○	項目	項目 ( )	その他	質問	回答
001	本編	008	9	1					協会の定義として、「事業者から直接業務を受託し、又は請負うことを予定している者」とあります。維持管理運営期間中安定した業務を行うため、代表企業がSPCに代わり維持運営マネージャーを派遣し全体を統括するため、SPCから総括して業務を受託し、各専門会社に委託する形式にしようと考えていますが、上記定義に抵触するでしょうか。	ご質問の内容においては、代表企業はSPCから維持管理業務及び運営業務を直接受託するため、代表企業自身において、「応募企業又は応募グループの構成員又は協会のうち、維持管理及び運営の各業務に当たる者が満たすべき要件」を満足する必要があります。
002	本編	010	9	2	2	ア			改修・建設工事をA社、B社のJVでSPCから請負おうと考えています。A社は「建築一式工事1,250点以上、電気工事950点以上、管工事950点以上」を満足していますが、B社は「建築一式工事1,250点以上」のみ満足し、「電気工事950点以上、管工事950点以上」を満足していません。この場合、改修・建設工事全体をA社、B社のJVで請負うことは可能でしょうか。	ご質問の内容において、A社（建築一式工事1,250点以上、電気工事及び管工事950点以上）、B社（建築一式工事1,250点以上）のJVにて改修・建設工事を行うことは可能です。但し、B社が電気工事及び機械設備工事を行うことは認めません。

【要求水準書】

N.º	文書	ページ	章	項	番号 ( )	項目	項目 ( )	項目 (英小 文字)	その他	質問	回答
001	0:本編	002	第1	2						コリドーの構造は提案で変えられますか。	要求水準書の9頁に記載のとおり、関係法令、要求水準を満足できることを条件に、自由に提案してください。
002	0:本編	002	第1	2						解剖棟の構造は提案で変えられますか。	要求水準書の9頁に記載のとおり、関係法令、要求水準を満足できることを条件に、自由に提案してください。
003	0:本編	006	第2	1	5					アスベストは、現地調査を行いどの部分に存在するのか、だいたいわかったのですが、もし大学側にわかる資料等があれば教えてください。	仕上材にアスベストを使用している室については、資料5の内部仕上表に記載のとおりです。
004	0:本編	006	第2	1	5					ダイオキシンがありそうな場所を教えてください。既存煙突は重油ボイラー用の為だけの使用であればダイオキシンはないそうです。焼却炉等他に存在しませんか。	ありません。
005	0:本編	006	第2	1	6					防犯設備の現状はどのように運用されていますか。	時間外の出入りについては、主出入口をカード方式による出入りとしています。カードは許可された教職員、大学院生、講座に配布して管理しています。
006	0:本編	007	第2	1	6	イ				既存の実験排水処理施設は30m <sup>3</sup> /hとありますが、その水質処理の能力、仕様をご指示ください。	処理槽40m <sup>3</sup> ×3槽、水素イオン(PH)の6~8mg/lhで連続運転を行っています。
007	0:本編	008	第2	1	6	カ				電力料金について質問いたします。 現在の特高契約の種別及び、業蓄契約など割引制度活用状況とその料金設定をご指示ください。	特別高圧電力契約 5,200kw、力率100%で契約しております。基本料金は1,400kw/月です。
008	0:本編	013	第2	2	3	ア				設備(外調機等)が屋内になっているのを屋上でもよろしいですか。	要求水準書の13頁に記載したとおり、原則として屋内に設置してください。やむをえず屋外に設置する場合は、防音及び景観に配慮してください。
009	0:本編	016	第2	2	3	オ				A棟(旧製薬化学科実験研究棟)エレベーター(定員9人、積載量600kg、速度60m/min、身障者仕様、地震管制、火災管制、停電管制)の改修は、既存エレベーターかごを利用した提案でもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、既設のエレベーターは撤去し、新設してください。

【要求水準書】

N o	文書	ページ	章	項	番号 ( )	項目	項目 (英小 文字)	その他	質問	回答
010	0:本編	024	第2	3	2	ウ	エ		平面図にはコラボ、別表1ではコラボ研究室となっていますが、これらの部屋の天井仕上げは、要求水準書P24にあるように、コラボ実験室・研究室は全て実験室として計画することで、天井仕上げは必要ないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書及び資料7に記載のとおり、コラボの天井仕上げは設備デッキ側の実験ゾーンの標準パターンについては直天とし、設備デッキを設けない側の研究ゾーンの標準パターンについては天井を張ることとしています。また、B棟(旧薬学科実験研究棟)3階の「3FB3RL13-14 コラボC実験・研究室」及び4階の「4FB3RL13-14 コラボC実験・研究室」については全て直天として構いません。
011	0:本編	029	第2	3	2	ア			現在の利用状況が表示されていますが、この記述は改修の仕様に関係するのであって、この運営は今回のPFI事業に入らないと考えてよいのでしょうか。	ご質問のとおり、十全講堂の利用状況については、改修計画を策定するにあたって考慮していただきたい条件を示しています。運営業務については、「第6 運営業務に関する要求水準」に記載されたもの以外の業務はありません。
012	0:本編	029	第2	3	2	ア			十全講堂2階ほぼ全部を男女ロッカー室として教育棟竣功まで使用してよろしいでしょうか。	要求水準書のスケジュールのとおり、十全講堂は平成18年3月までに竣工してください。
013	0:本編	032	第2	3	2	イ	キ		旧製薬化学科実験室研究棟の既存エレベーターについて質疑します。 既存の昇降路内に躯体の梁がでていますか。	ありません。閲覧資料「既存建物設計図書」を閲覧できます。
014	0:本編	034	第2	3	2	エ	ウ		A棟(旧製薬化学科実験研究棟)、B棟(旧薬学科実験研究棟)の自家発電設備の非常電源設備バックアップはE棟(医学部北研究棟)改修完了時に自家発電設備が設置完了後に供給するものと考えて宜しいですか。	ご質問のとおりと考えています。
015	0:本編	039	第3	2	3				土壌汚染(水銀等)は、別途費用でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第20条2項に記載のとおり、工事用地内で埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染等の瑕疵で本事業の入札手続き中に大学が公表した資料等から合理的に推測しえないものが発見され、本件工事に支障がきたされる場合は、その排除等に要する費用は大学が負担することになります。
016	0:本編	039	第3	2	3				家電リサイクル法の対象物は、その利用者が購入先小売店に引取ってもらうことが原則ですが、例えば冷蔵庫にはアスベストが使われている場合があるそうで、その部分は事業者が処分するしかないそうです。ご指示をお願いいたします。	工事着工時においては、事業者において処分していただく家電リサイクル法の対象となる物(空調機は除く)はない予定です。
017	0:本編	041	第4	2	1	ウオ			機器の消耗品、部品寿命による交換は本業務でしょうか。ご教示ください。	事業者の業務範囲に含まれます。
018	0:本編	041	第4	2	1	ウオ			空調機等のフィルター交換は本業務でしょうか。ご教示ください。	事業者の業務範囲に含まれます。

【要求水準書】

N.º	文書	ページ	章	項	番号 ( )	項目	項目 ( )	項目 (英小 文字)	その他	質問	回答
019	0：本編	041	第4	2	1	ク				原因不明の故障、修繕は別途と考えますがよろしいでしょうか。	原因の如何に関わらず、修繕業務の実施については、事業契約書（案）第55条及び第57条の規定に従うものです。 費用負担については、不可抗力以外の事由において、かつ事業者がその故障が大学に在籍する学生又は所属する教職員の不適当な操作その他の故意又は過失によるものであることを明らかにした場合は、大学が費用負担することになります。ただし、事業者が適切な業務を行っていたにも関わらず、故障が生じ、かつその原因の明確化が図れなかったことが明らかかな場合においては、大学と事業者による協議によるものと考えています。 なお、事業契約書（案）第60条第2項に関して、上記回答を反映した内容に修正します。
020	0：本編	041	第4	2	1	ク				機器、建具、備品について、通常の使用以上、に扱われ故障、損傷した修繕は別途と考えますがよろしいでしょうか。	ご質問の修繕業務の実施及び帰責事由に基づく費用負担に関しては、No. 19の回答を参照してください。
021	0：本編	041	第4	2	1	ク				その他予期されない不測の修繕工事（既設工事からの地盤沈下による修繕など）の費用の負担は、どのように考えればよろしいでしょうか。	ご質問の「予期されない不測の修繕工事」が不可抗力に該当しない場合であるという解釈を前提として回答します。  「予期されない不測の修繕工事」の帰責者が明らかな場合は、帰責者が費用を負担することになります。 また、本事業の入札手続中に大学が公表した資料等及び必要に応じて実施することができる事業者の現地調査等の結果等から、合理的に推測し得ないことが明らかであり、かつ大学の責めに帰すべき事由であることが明らかでない場合は、大学と事業者による協議によるものと考えています。
022	0：本編	067	第5	5						警備業務について 1) 火災、排水以外の警報はどの様に対処すれば宜しいですか。 電気設備、空調機器、医療・実験機器等 2) 異常信号により緊急要員が現場に急行した時の費用は大学側負担するものと考えて宜しいですか。 3) また2) の対処の費用負担も同様と考えますか。 4) 防犯について下記内容については緊急要員が急行した時の費用負担も大学側負担と考えて宜しいですか。 ・巡回以外での事故 ・ガラス・扉を破っての犯罪対処 ・学生、職員関係者の出入の対応 ・劇物、劇薬等の管理 ・不審者対応	1) 要求水準書に記載してあるもの以外の警備業務は想定しておりません。事業者の提案によります。 2) 事業契約書（案）第55条が適用される場合においては、原因の如何に関わらず事業者の負担となります。 第55条が適用されない場合において、異常信号の発生原因が不可抗力によるものである場合は、事業契約書（案）別紙10に規定する負担割合に基づきます。 また、第55条が適用されず、かつ不可抗力によらない場合であって、大学の責めに帰すべき事由であることが明らかでない場合は、事業者の負担となります。 3) 2) に関する回答と同様です。 4) 事業契約書（案）第55条が適用される場合においては、原因の如何に関わらず事業者の負担となります。 第55条が適用されず、かつご質問の内容が大学の責めに帰すべき事由であることが明らかでない場合は、事業者の負担となります。

【要求水準書】

N.º	文書	ページ	章	項	番号 ( )	項目	項目 (英小 文字)	その他	質問	回答
023	0：本編	074	第5	12	3				修繕について 1) 壁、天井の汚れの為の修繕塗装はどの程度の汚れで、どの程度補修するものと考えますか。 2) 通常の使用の範囲外の破損、汚れ別途費用精算と考えて宜しいですか。	1) 事業者の提案によるものと考えます。要求水準を満足し、良好な教育・研究環境が維持できる、適切な補修計画の提案を期待します。 2) 「通常の使用の範囲外」の定義が不明確ですが、ご質問の修繕業務の実施及び帰責事由に基づく費用負担に関しては、No.19の回答を参照してください。
024	1：別添資料1	001 004 006 011						別表1	遺伝子操作実験室の絡みでP1、P2、P3レベルとありますが、前室の設置以外は実験施設側で対応するものと考えて宜しいですか	前室以外の施設、装備については、要求水準書本文及び別表1、2に要求されている施設及び装備を設置してください。各レベルを維持するのに必要で記載のないものに関しては大学で設置します。
025	1：別添資料1	001						別表1	LAN設備は配線工事のみでHAB、サーバー等LAN機器は施主支給品と考えていますが、E棟（医学部北研究棟）の通信機械室を改修する前までの仮設運用状況はどのように想定されていますか。	HAB、サーバー等のLAN機器は大学で設置します。但し、各棟の情報機器収納ラック設備は本工事に含まれます。また、B棟（旧薬学科実験研究棟）1階物品倉庫に機器を設置し仮設運用を行えるよう整備してください。機器の移設等については大学で行います。
026	1：別添資料1	002						別表1 資料7	別表1 P2のE棟（医学部北研究棟）B1階の実験廃液等保管室となっていますが、資料7の平面図では実験廃液保管庫となっていますので取り扱いを統一願います。	資料7 平面図の室名：実験廃液保管庫を正としてください。別表1及び別表2の室名を修正します。
027	1：別添資料1	002						別表1 資料7	別表1 P2のE棟（医学部北研究棟）1階のE1R6の研究室が、資料7の平面図では第4研究室となっていますので取り扱いを統一願います。	資料7 平面図の室名：第4研究室を正としてください。別表1及び別表2の室名を修正します。
028	1：別添資料1	003 008 009						別表1	動物実験研究所でのシールドレベルはどのように設定すれば宜しいですか。	平成16年9月10日付け要求水準書（案）に関する質問回答書No.075にて回答しましたとおり、照明器具及び空調機からの電磁波の発生を抑え脳波等微弱電波の測定に影響を及ぼさないような電磁波シールドを想定しています。
029	1：別添資料1	003						別表1 資料7	別表1 P3のE棟（医学部北研究棟）3階のE3R13-15の実験室が、資料7の平面図では主実験室となっていますので取り扱いを統一願います。	資料7 平面図の室名：主実験室を正としてください。別表1及び別表2の室名を修正します。
030	1：別添資料1	003						別表1 資料7	別表1 P3のE棟（医学部北研究棟）3階のE3L13-16の研究室が、資料7の平面図では主研究室となっていますので取り扱いを統一願います。	資料7 平面図の室名：主研究室を正としてください。別表1及び別表2の室名を修正します。
031	1：別添資料1	003						別表1 資料7	別表1 P3のE棟（医学部北研究棟）3階のE3L12の顕微鏡室が、資料7の平面図では顕微鏡室（暗室）となっていますので取り扱いを統一願います。	資料7 平面図の室名：顕微鏡室（暗室）を正としてください。別表1及び別表2の室名を修正します。
032	1：別添資料1	003						別表1 資料7	別表1 P3のE棟（医学部北研究棟）4階のE4R12の行動解析実験室が、資料7の平面図では行動解析室となっていますので取り扱いを統一願います。	資料7 平面図の室名：行動解析室を正としてください。別表1及び別表2の室名を修正します。

【要求水準書】

N.º	文書	ページ	章	項	番号 ( )	項目	項目 (英小 文字)	その他	質問	回答
033	1:別添 資料1	003						別表1 資料7	別表1 P3のE棟（医学部北研究棟）4階のE4L13-14の研究室が、資料7の平面図では院生・事務室となっていますので取り扱いを統一願います。	資料7 平面図の室名：院生・事務室を正としてください。別表1及び別表2の室名を修正します。
034	1:別添 資料1	003						別表1 資料7	別表1 P3のE棟（医学部北研究棟）4階のE4L16の助教授室が、資料7の平面図では助教授・助手室となっていますので取り扱いを統一願います。	資料7 平面図の室名：助教授・助手室を正としてください。別表1及び別表2の室名を修正します。
035	1:別添 資料1	004						別表1 資料7	別表1 P4のE棟（医学部北研究棟）5階のE5L12-14の研究室5が、資料7の平面図では研究室となっていますので取り扱いを統一願います。	資料7 平面図の室名：研究室を正としてください。別表1の室名を修正します。
036	1:別添 資料1	005						別表1	別表1のP5の研究室1、2は室名がそれぞれ1つですが、各室面積が2室の要求で書かれているようですが、どのように判断したらよろしいでしょうか？	研究室1、2をそれぞれ1室とし、それぞれのスパンについては、別表1に記載されている水準を満たすようにしてください。室の案は閲覧資料「調査シート」にて閲覧可能です。
037	1:別添 資料1	006						別表1 資料7	別表1 P6のF棟（医学部南研究棟）4階のF4L4-6の研究室が、資料7の平面図では研究室・セミナー室となっていますので取り扱いを統一願います。	資料7 平面図の室名：研究室・セミナー室を正としてください。別表1及び別表2の室名を修正します。
038	1:別添 資料1	006						別表1	別表1のP6のD23実験室、研究室2は、研究室欄に一体で使用と表記されていますが、これは隣室との壁がないと考えてよろしいでしょうか？	実験室、研究室2を一体で使用できる様に実験室・研究室2間の間仕切壁に出入口を設置してください。室の案は閲覧資料「調査シート」にて閲覧可能です。
039	1:別添 資料1	007						別表1 資料7	別表1 P7の中央施設棟1階の教1R1-2の講義準備室が、資料7の平面図では準備室となっていますので取り扱いを統一願います。	資料7 平面図の室名：準備室を正としてください。別表1及び別表2の室名を修正します。
040	1:別添 資料1	007 008 011						別表1	別表1のP7、8、11の特記事項などに記載のある”暗幕ボックス”とは、窓面に暗幕を必要とするために、カーテンボックス及びレールの設置要望と考えてよろしいでしょうか？	ご質問の通り、暗幕を取り付けるためのカーテンボックスを設置してください。
041	1:別添 資料1	008						別表1	中央施設棟2階の第2実習室、第3実習室は水回り（シンク、給排水等）が多いのでしょうか。面積は400㎡程度いるのでしょうか。	中央施設棟の第1.2実習室の面積は400㎡程度必要です。給排水等については、別表1・2に記載の設備が必要です。室の案については、閲覧資料「調査シート」にて閲覧可能です。
042	1:別添 資料1	009						別表1 資料7	別表1 P9の標本教育研究棟1階の暗室1・2が、資料7の平面図にありません。どのように判断したらよろしいでしょうか？	資料7 平面図に暗室1・2を記載し修正します。併せて別表1についても修正します。

〔要求水準書〕

N o	文書	ページ	章	項	番号 ( )	項目	項目 ( )	項目 (英小 文字)	その他	質問	回答
043	1:別添 資料1	010							別表1 資料7	別表1 P10の十全講堂2階に照明室がありませんが、資料7の平面図では照明室の特記・面積等の要求はないものと考えてよろしいでしょうか？	整備にあたり特に記載する条件はありませんが、照明室面積13㎡×2室は建物面積に含まれています。また、事業者の創意工夫を凝らした新しい利用形態についての提案も可能です。
044	1:別添 資料1	011							別表1 資料7	別表1 P11のA棟（旧製薬化学科実験研究棟）1階のA1R7の応接室兼小会議室が、資料7の平面図では応接室となっていますので取り扱いを統一願います。	資料7 平面図の室名：応接室を正としてください。 別表1及び別表2の室名を修正します。
045	1:別添 資料1	012							別表1 資料7	別表1 P12のA棟（旧製薬化学科実験研究棟）6階のA6L1-2, A6L3の（事務・医員室）、助教授・講師室が、資料7の平面図では事務医員助教授講師室の1室となっていますので取り扱いを統一願います。	資料7 平面図の室名：事務医員助教授講師室を正としてください。 別表1及び別表2の室名及び室条件を修正します。
046	1:別添 資料1	012							別表1 資料7	別表1 P12のA棟（旧製薬化学科実験研究棟）4階のA4R8-9, A4R10のコラボB研究室a41、a42と2室になっていますが、資料7の平面図では”a41コラボ”の1室となっていますので取り扱いを統一願います。	資料7 研究室a41とa42を1室としてください。平面図の室名を修正します。
047	1:別添 資料1								別表2	A棟（旧製薬化学科実験研究棟）、B棟（旧薬学科実験研究棟）仮設時の備品一式は、事業者が仮使用として手配しますか。本使用のものを先行使用するのはですか。既存のものを使い続けるのですか。	A棟（旧製薬化学科実験研究棟）については、仮改修がありません。B棟（旧薬学科実験研究棟）については、要求水準書P32に記載してあるとおりです。
048	1:別添 資料1								資料7	資料7の施設の基本的な考え方で、設備デッキ側の実験ゾーンは天井を設けないとしていますが、実験室以外にセミナー室や研究室などが設備デッキ側に計画されていますが、それらの部屋の天井仕上げを含め、天井仕上げの方針をお教え下さい。	実験室以外の室については、基本的に天井を張ってください。材質等については、要求水準書及び資料により、各室の利用形態に応じた仕上材としてください。
049	1:別添 資料1								資料11	資料11の東口への動線はPFI事業の範囲ですか。	工事用地としての現状復旧を行い、歩行者動線を確保してください。

〔様式集〕

No	ページ	様式番号	項目	その他	質問	回答
001	001				提案書は図面を除き、すべてワード、エクセルにてCD-Rに保存提出とありますが、公表されている様式集はPDFですが、金額を記入する様式（例えば様式8-6-1～8-6-5、様式10-5-1、様式10-6等）はエクセルで作成して提出することでもよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、Excelで作成して提出していただいて結構です。なお、計算式等を残す等、各様式の指示に従って作成・提出してください。
002	095	10-2-2			本表において、たとえば、施設整備費の各工事費のサービス対価（元本）を、建設会社への支払いに充当する場合（各工事の第1回の支払いを受けた後、金融機関からの融資実行額とあわせ建設会社への支払いを行う）の費用は、1.資金調達の内訳のその他に記載してよろしいでしょうか。	各施設の供用開始後最初の施設整備費相当分の対価を控除した金額を調達総額としてください。
003	099	10-5-1			本表にはSPCの費用等は各項目に上乗せした費用とするのでしょうか、様式10-6ではその他費用にSPC諸経費などを記入する予定ですが、様式10-5-1にはその欄がありません。2.維持管理費相当分、3.運営費相当分等にその他を設けて記載してよろしいでしょうか。	各項目の維持管理費相当分に費用等は含まれますので、各項目に上乗せした費用としてください。 また、様式10-5-1の「2.維持管理費相当分」に「公租公課（不動産取得税含む）」及び「その他費用」の欄を、「3.運営費相当分」に「その他費用」の欄をそれぞれ設けて記載してください。様式10-6と整合の取れた様式への修正となります。
004	102	10-6			第1回質疑回答その2（11月1日公表）の様式の回答No.4にて、SPCの諸経費等の費用の記載は様式10-6に記載するとのことですが、様式10-6の（その他費用）の欄に記載すればよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。様式10-6の指示に従い、記載してください。
005	104	10-7-2			LLCRの算出の際に使用する割引率は、4%でよろしいでしょうか。あるいはシニアの金利での割引引きとするのでしょうか。ご教授ください。	SPCの借入金利（複数値ある場合はそれらの加重平均値）を適用してください。
006	108	11-1	面積表		様式11-1の面積表は、当該対象棟にある全室名を記入し、全室毎の面積、階数表示及び階毎の面積、棟面積を記載すれば、様式を変更してもよろしいでしょうか。	様式集に記載することとしている事項を記載していれば、構いません。
007	109	11-2	仕上表 (1) 外部仕上表		棟名称標記欄が無いが代表的な仕上げを記入するのですか。各棟毎に外部仕上表をまとめないのですか。	棟名称を記載し、外部仕上表を記載してください。
008	109	11-2	仕上表 (2) 内部仕上表		様式11-2の(2)内部仕上表は、階数欄がないため各棟毎にある諸室名称（同名称が複数室ある場合は、その中の1室）を記入し各室面積、仕上げ等を記入するのですか。同室名称の諸室でも面積が違う部屋が出ますが、その場合の取り扱いについてどのようにするのですか。階数を標記し、全ての室を書き込むのですか。様式集には、適宜必要な項目を追加とありますが、大きな方針として確認したいのでご了解ください。	様式11-2の(2)内部仕上表については、下記のとおり記載してください。 ・階表示：室名欄又は室名の前に階数欄を作成し、記載する。
009	110		図面		各図面は、改修後の図面のみまとめることでよいか。	ご質問のとおり、改修後の図面としていただいて構いません。

【事業契約書(案)】

№	文書	ページ	章	条	項	番号 ( )	その他	質問	回答
001	本編	005	第1	第1		17		「その範囲は別紙2に示す」とありますが、別紙2は不鮮明です。よろしくご明示ください。	鮮明な当該資料を別途公表しますので、そちらを参照してください。
002	本編	005	第1	第1		24		「建設期間」とは、建設者が本件工事に着工した日から、平成19年12月31日までの期間をいう。」とありますが「平成20年5月31日」ではありませんか。	ご質問のとおりです。「平成20年5月31日」とします。
003	本編	007	第2	第6	3			「・・・齟齬がある場合、本契約、入札説明書等、要求水準書、応募者提案等の順・・・」で応募者提案等を本契約の次にして戴けないでしょうか。入札説明書等、要求水準書をふまえ、提案していますので。	事業契約書(案)に示すとおりとします。
004	本編	008	第2	第8	1			R0の場合、確認申請はその建物の所有者である金沢大学の名前で申請するので、大学の費用負担ではありませんか。	申請者名に関わらず、事業者の責任及び費用において行ってください。
005	本編	009	第3	第11		2, 3		この第11条に記載されている「主任技術者届」、「協力技術者届」は、様式集(様式4-4-3)設計業務に関する専任配置等誓約書の中に記載されている「総括技術者」及び「主任技術者」との関連はいかがでしょうか。	総括技術者届(設計経歴書添付)を本条に追記します。
006	本編	010	第3	第15	2			「・・・将来の維持管理に係る追加費用を含むがこれに限られない。」の部分で「・・・将来の維持管理に係る追加費用等)」に追加修正可能でしょうか。	事業契約書(案)に示すとおりとします。
007	本編	011	第3	第15	3			「・・・本件土地のかし、埋蔵文化財の発見等・・・」を「・・・本件土地のかし、既存建物のかし、埋蔵文化財の発見等・・・」に追加修正できないでしょうか。	第15条第3項を「・・・本件土地のかし、既存建物のかし、埋蔵文化財の発見等・・・」に修正します。
008	本編	011	第3	第15	3			11月1日公表の質問回答書(その2)[事業契約書(案)]NO6の内容は、この条項に反映していただけませんか。	第15条第3項を「・・・本件土地のかし、既存建物のかし、埋蔵文化財の発見等・・・」に修正します。
009	本編	012	第4	第19	2			「使用貸借が終了した場合は、当該終了事由に応じて別途本契約に規定される・・・」において、2項は、別紙4の第10条と同じなので、「使用貸借が終了した場合は、事業者は大学に対して、当該終了事由に応じて、別紙4土地使用貸借契約書第10条に規定される」と直されたいかがでしょうか。	事業契約書(案)に示すとおりとします。
010	本編	011	第4	第21				「第4章 事業用地の使用」を「第4章 事業用地等の使用」に変更できないでしょうか。理由は、要求水準書P38、(1)基本要件の最終行に「建設期間中の現場事務所・資材置場用地については、大学が指示し無償貸与する。」とあるので、この第4章、第21条に「土地」と表記あるものは全て「土地等」としたいのですが、ご指示をお願いします。	事業契約書(案)に示すとおりとします。

【事業契約書(案)】

No	文書	ページ	章	条	項	番号 ( )	その他	質問	回答
011	本編	014	第5	第28	4			「・・・事業者が実施した各種調査の不備、誤謬等から発生する損害は・・・」とありますが、具体的にどのような事を想定しているのでしょうか。また第4項として「但し、事業者が、善管全善注意義務を払っていた場合はこの限りではない」を追加していただけないでしょうか。	事業者が実施した調査結果に誤りがある場合や、調査の実施に伴い第三者に損害を与えた場合等を想定しています。なお、第4項への追記は行いません。善管注意義務が果たされている場合は、調査の不備、誤謬等には該当しません。
012	本編	015	第5	第31	2			「・・・事業者が要求水準書及び関係法令に基づき適切に廃棄しなければならない。」とありますが、廃棄する物によって、それぞれ責任と負担を明確にしていきたい。	排出者責任等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関連法令に基づきます。その上で、事業者において要求水準書第3の2の規定に従い、残存設備以外の設備、備品等について、関係法令に基づき適切に廃棄してください。
013	本編	015	第5	第33	2			「・・・但し、第37条の完成検査を経た・・・」は「・・・但し、第36の完成検査及び第37条の完成確認を経た・・・」と追加修正してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に示すとおりとします。
014	本編	019	第5	第44	2			「前項の場合において、当該損害のうち事業者が前項の規定により賠償すべき損害以外の損害については、工事の施工に伴い通常避ける事ができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含め、大学が法令に従いその損害(ただし、第32条により、事業者又は建設者が加入した保険等により填補された部分を除く。)を賠償しなければならない。」を「前項の第三者の損害のうち、事業者に故意過失がない場合又は、責に帰すべき事由がない場合の損害(工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の事由による損害)については、大学が法令に従い、その損害を賠償する。但し、第32条により、事業者又は建設者が加入した保険等により填補された部分を除くものとする。」に加筆修正してもよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に示すとおりとします。
015	本編	020	第5	第46	4			ここでいう図面等は、改修、建設において通常作成する図面と考えてよろしいでしょうか。又、「・・・図面等を作成するなどして、自らの費用でこれに協力する・・・」を「・・・図面等を作成するなどして、これに協力する・・・」としてもよろしいでしょうか。理由は、囑託登記になると考えられるからです。	作成する図面に関しては、ご質問のとおりと考えております。また、費用負担については事業契約書(案)に示すとおりとします。
016	本編	020	第5	第46	5			「事業者は、第3項に規定する解剖実習棟の所有権留保特約付売買に基づく大学の所有権引渡請求権を保全するため、自己の費用で、大学のための仮登記を行わなければならない。」を「事業者は、第3項に規定する解剖実習棟の所有権留保特約付売買に基づく大学の所有権引渡請求権を保全するため、大学のための仮登記に応じなければならない。尚、仮登記義務者として必要な費用については、事業者が負担し、仮登記権利者として必要な費用については大学が負担する。」に追加変更できないでしょうか。	事業契約書(案)に示すとおりとします。
017	本編	020	第5	第47	1			ここでいう遅延損害金とは遅延利息と解釈してよろしいですか。	遅延によって生じた損害金をいい、遅延利息も含まれます。一種の違約金の性格を有するものです。

〔事業契約書(案)〕

No	文書	ページ	章	条	項	番号 ( )	その他	質問	回答
018	本編	020	第5	第47	2			国立大学法人金沢大学契約事務取扱規程 別記第1号 工事請負契約基準とはどんなものですか。	大学が契約する工事に関する請負契約の一般的約定事項を定めたものです。
019	本編	020	第5	第48	1			「既存建物自体に内在する瑕疵に起因するものは、大学の負担とする」(質問回答書(その2)〔事業契約書(案)No.6〕という項目を追加していただけないでしょうか。	既存建物に関するかしの費用負担が大学である旨は、平成16年11月1日公表の質問回答書(その2)〔事業契約書(案)No.6〕にて回答のとおり、明確化しています。事業者の質問にある「第48条」は事業者にて実施する改修・新設工事に関する部分のかし担保責任に関する規定であり、既存建物のかしに関する規定は全くの対象外です。なお、契約内容の確認において、「既存建物のかし」に関する内容を反映します。
020	本編	024	第6	第57	1			「・・・年間計画にない修繕等で・・・」とありますが、もしそのような修繕が生じた場合、全て大学負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由(SPCの従業員の故意過失により施設が損傷した場合など)は、事業者の負担となります。その他の場合においては、大学の責めに帰すべき事由による場合を除き、費用負担も含め、大学との協議によります。
021	本編	025	第7	第61	6			「・・・不動産登記簿の謄本を添付・・・」とありますが、解剖実習棟の所有権移転登記は嘱託登記と考えられ、大学が登記すべき事と考えます。よって、事業者が不動産登記簿の謄本を添付する必要がないのではないのでしょうか。「・・・請求書( )」には、第67条1項の移転登記手続が終了していることを要する」としていただきたい。	所有権移転登記の申請手続きを大学に代わって実施するものとお考えください。事業契約書(案)の修正は行いません。
022	本編	025	第7	第61	5			維持管理費の対価については、モニタリングおよび物価変動による場合を除き、施設整備費と同じく各工区毎の全体の金額を均等にして支払うことになるのでしょうか。または、その年度にかかった費用に応じて毎年違う金額を支払うことになるのでしょうか。運営費の場合についても同様にご教示下さい。	維持管理費及び運営費ともに、平成16年11月1日公表済みの質問回答(その2)〔様式集〕No.3に記載のとおり、毎年度必要となる経費を記載していただき、大学はその金額に応じて維持管理及び運営に対する対価を支払います。必ずしも均等になる必要はありません。
023	本編	026	第8	第66	2			「修繕等」とありますが、この費用負担はどうなりますか。通常の維持管理を行ってきたうえで、通常の利用損耗は大学負担と考えるべきではないのでしょうか。	事業者が要求水準書及び事業者提案の内容を満足した維持管理業務を履行した場合、事業者が修繕等をすべき箇所が発見されることはないものと考えています。
024	本編	026	第8	第67	1			「・・・大学に対して譲渡し、自己の責任及び費用において、大学に対する移転登記手続の事務を行うものとする。」を「・・・大学に対して譲渡し、所有権移転に必要な書類を大学に提出するものとする。尚、登記義務者として必要な費用については事業者が負担し、登記権利者として必要な費用は、大学が負担する。」と加筆修正してよろしいでしょうか。理由は嘱託登記になると考えられるからです。	事業契約書(案)に示すとおりとします。
025	本編	027	第9	第69	1	8		どんなケースを想定されていますか、ご教示ください。	事業者が無断で第三者に施設を譲渡した場合、大学の承諾を得て抵当権が設定されたが、抵当権が実行され、大学の承諾が得られないままに第三者が競落した場合などを想定しています。

【事業契約書(案)】

No	文書	ページ	章	条	項	番号 ( )	その他	質問	回答
026	本編	028	第9	第71	3			「前項の場合大学は、事業者に対する通知の有無にかかわらず、本契約の全部又は一部を解除することができる。」とありますが、第97条の規定により、書面にて通知する必要があるのではないのでしょうか。「全部又は一部を解除」の部分は第6条とどういう調整をとれば良いですか。	事業契約書(案)に示すとおりとします。なお、ここでいう「通知」とは本条第2項による対応方法の通知を指しており、事業契約の解除自体は書面によることとなりますので、第97条第1項との矛盾はありません。 また、第71条第3項では、第6条に規定する「事業者が包括して行う、要求水準書において規定される各種の業務」の全部又は一部を解除することができる旨を規定しています。第6条との矛盾・調整の必要はありません。
027	本編	028	第9	第72	1			「・・・第69条による契約解除の場合には、大学による出来高部分の買い取りは大学の任意とする。」とありますが公平の原則によりやはり、出来高部分も査定し清算するとして下さい。この場合のペナルティは別途に規定されていますし、着工後まもなくかつ、出来形部分が不合格なら事業者の負担で原状回復することが第4項に規定されている訳ですから、これを任意とする必要はないと思います。	事業者の債務不履行による解除において、大学は出来高部分の任意買取権を留保したいと考えます。よって、事業契約書(案)に示すとおりとします。

## 金沢大学(宝町)総合研究棟改修施設整備等事業 第2回入札説明書等に関する質問回答書

## 〔 事業契約書(案) 別紙 〕

№	文書	ページ	別紙 番号	条	項	番号 ( )	項目○	項目	その他	質問	回答
001	別紙	042	4							表題の「土地使用貸借契約書」を「解剖実習棟用地使用貸借契約書」に修正できないでしょうか。ご指示ください。	事業契約書(案)別紙に示すとおりとします。
002	別紙	043	4	7						第7条の内容は、事業契約書(案)5章 第25条に該当する内容でカバーできると思われるので、削除可能ではないでしょうか。	事業契約書(案)別紙に示すとおりとします。ご質問の第25条は本件事業範囲全体を網羅した規定であり、別紙4は土地使用貸借に限定した条項とお考えください。
003	別紙	043	4	8	1					「本物件又は第三者に人的又は物的・・・」の内「又は第三者に人的又は物的」を削除してください。この部分は、事業契約書(案)5章 第44条 第1項に該当する内容でカバーされていると思います。	事業契約書(案)別紙に示すとおりとします。
004	別紙	044	4	10	3					「・・・本物件の明渡しの請求を猶予する。」を「・・・本物件の明渡しを猶予する。」に削除変更可能でしょうか。	事業契約書(案)別紙に示すとおりとします。
005	別紙	044	4	10	4					「乙は、本物件に投じた補修費等の必要費、改良費等の有益費その他本物件等の有益費・・・」とは具体的にどのような費用を想定していますか。ご指示ください。	必要に応じて実施される地盤整備等の工事等を想定しています。
006	別紙	052	8		1	1				ここに示されている建設工事保険は棟ごとにかけることは可能と考えますがよろしいでしょうか。ご指示ください。	事業者の提案によるものとします。ご質問のとおり棟ごとに保険を付保することも可能です。
007	別紙	056	11	3	2					年末年始休暇等ありますので、「7日」を「14日」にしてください	7日(土曜日、日曜日、祝日、年末・年始を除く。)とします。

[ 事業契約書(案) 別紙 ]

No	文書	ページ	別紙 番号	条	項	番号 ( )	項目○	項目	その他	質問	回答
008	別紙	061	12	1		2				<p>本資料において、たとえば、第1期工事の初回支払い（H18.4）は元本の2回分（2/28回）であり金利はゼロとありますが、第3回支払い（H19.4）時には、元本（1/28）と金利12か月分が支払われるものと理解してよろしいでしょうか。また、第2期工事以降の初回支払いと第2回支払いの関係は以下と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>（第2期工事） 第1回支払い（H18.11） 元本（1/26）+金利 ゼロ 第2回支払い（H19.4） 元本（1/26）+金利 5ヶ月分</p> <p>（第3期工事） 第1回支払い（H19.06） 元本（1/24）+金利 ゼロ 第2回支払い（H20.4） 元本（1/24）+金利 10ヶ月分</p> <p>（第4期工事） 第1回支払い（H20.01） 元本（1/24）+金利 ゼロ 第2回支払い（H20.4） 元本（1/24）+金利 3ヶ月分</p> <p>（第5期工事） 第1回支払い（H20.06） 元本（1/22）+金利 ゼロ 第2回支払い（H21.4） 元本（1/22）+金利 10ヶ月分</p>	<p>第3回支払いというのは、大学から事業者への支払いの通し回数ではなく、あくまで第I期工事に対する第3回支払い（H19.4）であると理解した上で回答します。</p> <p>第I期工事の支払いについて、第3回支払いは（H19.4）ではなく（H18.10）に大学から事業者へに元本（1/28）と利息6か月分が支払われます。事業契約書（案）別紙p.61及びp.66の表を修正し、速やかに公表します。</p> <p>第II期工事以降の初回支払いと第2回支払いの関係については、ご理解のとおりです。</p>
009	別紙	062	12	1		2		1	2	<p>供用開始後2回目以降の施設整備費相当分の支払い「・・・30日以内に・・・の請求書を大学に対して提出する。・・・」とありますが、これに関しては「割賦販売等に準ずる」ものとして、確定したものであること、又、表12-2と支払いスケジュール及び表12-4で表示されるので、毎回の請求書は必要ないと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>大学の事務手続上必要となりますので、事業契約書（案）別紙に示すとおりとします。</p>
010	別紙	063	12	1		2	2	ア		<p>備考①「運営費相当分」（2ヶ所）は、当該施設は該当しないので削除ではないでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。「運営相当分」の記載を削除します。</p>
011	別紙	063	12	1		2	2	ア		<p>表12-3の第III期の供用開始予定日の欄が「平成19年5月1日」になっていますが、「平成19年6月1日」ではないでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。「平成19年6月1日」とします。</p>

〔 事業契約書(案) 別紙 〕

No	文書	ページ	別紙 番号	条	項	番号 ( )	項目○	項目	その他	質問	回答
012	別紙	074	13	3		2				モニタリングで減額の対象になる単位は何でしょうか。月毎は理解できますが、棟毎ですか、業務ごとですか、6ヵ月間全て減額された場合は何ポイントになるのでしょうか、それと比較して、今回の「50ポイント以上で全額支払わない」の軽重が理解できます。	事業契約書(案)別紙13に記載のとおり、モニタリングはコリドー等も含めた各建物ごとを実施し、減額ポイント及び減額対象となる維持管理費相当分及び運営費相当分においても、可能な限り各建物ごとを対象とするものとしします。 なお、モニタリング実施計画書については、事業契約書(案)別紙13.1.(1)に記載の内容に従い、事業者が作成し、大学の承諾を得ることになります。ここでは、その作成に当たる基準として、各項目及び事態につき付される減額ポイント並びに同ポイントの支払額への反映の形を示しています。
013	別紙	076	14							法令変更リスクと、実施方針添付のリスク分担表の税制度は整合性が取れているのでしょうか	実施方針におけるリスク分担のうち、税制に係るもので大学負担となっている「消費税」及び「その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更」とは事業契約書(案)別紙14に規定する「本件事業に直接関係する法令」を指します。事業者負担となっているリスクも同様に整合を図っています。

〔基本協定書(案)〕

No	条	項	その他	質問	回答
001	第5	2		<p>「乙は本基本協定締結後平成●年●月●日までに、前項に・・・」の内、「平成●年●月●日までに」を削除していただけないでしょうか。なぜなら、設計、工事、運営及び維持管理について、事業予定者が各業者と契約するのは、タイムラグがありますので期限を定めて一律に提出するという訳にはいかないと考えます。条文中に「速やかに」とありますので、各項目について契約でき次第、契約書の写しを提出するということが良いのではないのでしょうか。</p>	<p>提出の期限は必要と認識しています。 具体的には、甲（大学）と乙（落札者）が協議の上、事業契約締結日以前の期限を設定し、記載するものです。 当該契約書の写し等は、各契約締結後、速やかに大学に提出してください。 基本協定書（案）の修正は行いません。</p>
002	第5	2		<p>「基本協定締結後、平成○年○月○日までに、各業務に関する業務委託契約書又は請負契約書を締結せしめ、、、」とありますが、ここでの、期限日は事業契約日ではなく、実際に委託契約が締結されると思われる予定日との理解でよろしいでしょうか。プロジェクトファイナンスの関係上、融資先との契約内容の協議が必要となりますので、融資契約前後になるものと思われませんがよろしいでしょうか。事業契約までに提出することになる場合、各業務に関する業務委託契約書又は請負契約を締結する旨の覚書等よろしいでしょうか。</p>	<p>本条に記載する日付は事業契約締結日以前の期限を設定しています。 詳細はNo. 1に関する回答を参照してください。</p>

注1) 質問のうち、明らかな番号違い・誤字・脱字等については修正してあります。